

平成 31 年 2 月 22 日

平成 31 年第 1 回

水戸市国民健康保険運営協議会
(資 料)

水戸市保健福祉部国保年金課

報告事項

1 平成31年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（確定値）の県総額は、仮算定額と比べて約18.7億円の増。

区分	平成31年度		増減
	仮算定	確定値	
国保事業費納付金	約845.1億円	約863.8億円	約18.7億円

② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は、仮算定額と比べて約1億4,400万円の増。

(単位：円)

区分	平成31年度		増減
	仮算定	確定値	
医療分	4,864,561,106	4,980,709,641 (4,982,631,976)	116,148,535
後期高齢者支援金分	1,718,498,123	1,721,540,601 (1,722,260,316)	3,042,478
介護納付金分	616,536,841	641,655,476	25,118,635
合計	7,199,596,070	7,343,905,718 (7,346,547,768)	144,309,648

※ () 内は退職被保険者等分を含めた納付金額

③ 平成31年度必要保険税額

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

平成31年1月末現在

項目	金額（円）	備考
① 国保事業費納付金 （一般被保険者分）	7,343,905,718	
② 納付金に算入されない経費	401,314,000	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A 事業に要する経費 （①+②）	7,745,219,718	
③ 県交付金	313,086,000	・県繰入金等
④ 保険基盤安定繰入 （保険者支援分）	495,575,000	
⑤ その他一般会計繰入	342,801,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	478,200,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入（延滞金）
B 現年分保険税以外の収入合計	1,629,662,000	
事業運営に必要な保険税の必要額 C ※保険基盤安定軽減分含む （A-B）	6,115,557,718	
⑦ 保険基盤安定繰入 （保険税軽減分）	891,763,000	
D 収納すべき保険税額 （C-⑦）	5,223,794,718	
E 平成31年度保険税収納見込額 （一般被保険者分）	5,310,000,000	

2 国民健康保険の事業状況について

(1) 平成30年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費歳出額

(単位:千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込)	平成30年度 /平成29年度
保険給付費	16,776,262	15,797,642	15,415,883	97.6%
一般被保険者分	16,363,267	15,567,159	15,318,067	98.4%
療養給付費	14,170,570	13,518,918	13,329,153	98.6%
療養費	135,850	119,333	103,026	86.3%
審査支払手数料	55,320	52,384	50,850	97.1%
出産育児一時金	125,279	110,052	91,682	83.3%
葬祭費	18,200	18,100	15,305	84.6%
高額療養費	1,855,635	1,747,188	1,726,613	98.8%
高額介護合算療養費	2,379	1,184	1,438	121.5%
移送費	34	0	0	0.0%
退職被保険者分	412,995	230,483	97,816	42.4%
療養給付費	350,528	193,004	82,693	42.8%
療養費	3,318	1,530	612	40.0%
高額療養費	58,757	35,764	14,372	40.2%
高額介護合算療養費	392	185	139	75.1%
移送費	0	0	0	0.0%

② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位:千円)

年度/月	平成29年度			平成30年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	6,258,820	851,488	13.60%	6,065,610	894,003	14.74%
8	6,234,460	1,732,251	27.79%	6,042,173	1,743,725	28.86%
9	6,236,521	2,270,915	36.41%	6,043,397	2,240,154	37.07%
10	6,248,344	2,804,648	44.89%	6,042,827	2,778,545	45.98%
11	6,248,096	3,363,723	53.84%	6,038,099	3,313,484	54.88%
12	6,238,541	4,139,730	66.36%	6,030,219	4,001,452	66.36%
1	6,245,837	4,447,410	71.21%	6,034,268	4,341,893	71.95%
決算 (見込)	6,210,962	5,523,609	88.93%	6,000,574	5,392,559	89.87%

※平成30年度の決算見込は、平成30年度1月(平成31年1月)までの実績値に平成29年度1月(平成30年1月)から決算までの伸び率を乗じて算出したもの。

(2) 平成30年度特定健診等の実施状況

【実績】

特定健診受診率の状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度
各年度1月末時点	18.9%	18.0%	17.5%
確定値	27.0%	26.9%	未確定

※平成30年度は2019年10月に確定する予定。

【周知】

- ・市広報紙に特集記事を掲載し周知を図った。また、ツイッターの活用や、市ホームページを頻繁に更新することで情報に触れる機会を多くした。来庁者に健診の意識づけをするため、市民課モニターで受診を呼びかけた。
(9月：特定健診受診促進月間，1月：追加健診のお知らせ)
- ・医師会の協力により、水戸商工会議所に特定健診のチラシを配布し、周知を図った。

【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付。(46,250件)
申し出があった年度途中国保加入者に随時受診券を送付。(126件)
- ・12月：年度途中国保加入者に受診券を送付。**(新規)**
54歳から64歳(418件) ※追加健診のお知らせを同封する。

【受診勧奨】

- ① 未受診者受診勧奨を実施
 - ・10月 10,601件 医療費分析に基づき封書を送付**(新規)**
対象者：(1)平成29年度未受診者のうち、生活習慣病に関するレセプト有りの者
41歳から72歳(2,604件) ※情報提供事業の案内を同封
(2)平成29年度未受診者のうち、生活習慣病に関するレセプト無しの者
45歳から66歳(7,997件)
 - ・1月 4,329件 はがきを送付
対象者：平成26～29年度に1回以上特定健診の受診歴のある者
40歳から72歳(4,329件)
- ② 治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局にポスター掲示等について協力を依頼した。
- ③ 農業従事者健診を特定健診として実施した。(166件)

【情報提供】

- ① 事業者健診等受診者に結果提供の働きかけを行った。(42件)
- ② 特定健診実施医療機関に、情報提供の依頼のため説明に出向いた。
医療機関が持つ診療情報から、特定健診に係る検査項目を情報提供してもらった。(85件)
- ③ 水戸市商工会議所及び勤労者福祉サービスセンターの会報誌に、情報提供依頼の記事を掲載した。

【データヘルス計画における保健事業】

- ① 健診異常値放置者への受診勧奨(H29年度から)
 - ・ 特定健診とレセプト情報のデータ分析結果を基に、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し医療機関受診勧奨の案内を送付した。(641件)
- ② ロコモティブシンドローム予防事業(新規)
COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業(新規)
 - ・ 集団健診会場で、受診者にロコモティブシンドロームとCOPDの予防について、周知啓発した。
- ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業(H29年度から)
 - ・ 特定健診の結果、HbA1c高値者への通知や訪問による受診勧奨(通知72件、訪問4件)

3 その他の改正について

(1) 課税限度額の改正（平成31年4月1日施行予定）

① 改正の概要

平成30年12月に「平成31年度税制改正大綱」がまとめられ、「社会保障と税の一体改革」による社会保障の充実と安定化を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）が引き上げられる。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	580,000円	610,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円
合 計	930,000円	960,000円

② 今後の対応（案）

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（平成31年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額】

（単位：世帯，千円）

区 分		平成30年度	改正後試算	差
医療分（基礎課税分）	超過世帯数	677	621	▲ 56
	超過額	615,292	595,811	▲ 19,481
後期高齢者支援金分	超過世帯数	676	676	0
	超過額	201,996	201,996	0
介護納付金分	超過世帯数	345	345	0
	超過額	94,051	94,051	0
限度超過額合計		911,339	891,858	▲ 19,481

※平成30年度の値は平成30年10月末時点，改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

(2) 軽減判定所得の基準額の改正（平成31年4月1日施行予定）

① 改正の概要

平成30年12月に「平成31年度税制改正大綱」がまとめられ、「社会保障と税の一体改革」による社会保障の充実と安定化を図る観点から、国民健康保険税の応益分（均等割及び平等割）を所得金額に応じて段階的に軽減する制度において、その判定の基準となる所得金額が経済動向等を踏まえて引き上げられ、対象を広げることにより、低所得者の保険税軽減措置の拡充を図る。

区分	現行基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（33万円）
5割軽減	基礎控除額（33万円） + <u>27.5万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>28.0万円</u> ×（被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（33万円） + <u>50.0万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>51.0万円</u> ×（被保険者数）

② 今後の対応（案）

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（平成31年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正前後の人数、世帯数及び軽減額】

（単位：人，世帯）

区分		平成30年度	改正後試算	差	
医療分	5割軽減	人数	9,013	9,159	146
		世帯数	4,907	4,985	78
		軽減額	162,321	164,933	2,612
	2割軽減	人数	8,025	8,215	190
		世帯数	4,165	4,272	107
		軽減額	56,749	58,109	1,360
後期高 者支援 分	5割軽減	人数	9,013	9,159	146
		世帯数	4,907	4,985	78
		軽減額	51,855	52,689	834
	2割軽減	人数	8,025	8,215	190
		世帯数	4,165	4,272	107
		軽減額	18,100	18,534	434
介護納 金分	5割軽減	人数	2,529	2,573	44
		世帯数	2,086	2,121	35
		軽減額	17,749	18,054	305
	2割軽減	人数	2,174	2,230	56
		世帯数	1,727	1,769	42
		軽減額	6,030	6,182	152
軽減額合計		312,804	318,501	5,697	

※平成30年度の値は平成30年10月末時点、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

【参考 国保税の税率等の改正の推移】

年度／区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医療分	所得割(%)	7.15						
	均等割(円)	23,000						
	平等割(円)	26,000						
	限度額(円)			520,000	540,000		580,000	610,000
後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.35						
	均等割(円)	7,000						
	平等割(円)	9,000						
	限度額(円)		160,000	170,000	190,000			
介護納付金分	所得割(%)	2.05						
	均等割(円)	9,500						
	平等割(円)	5,500						
	限度額(円)		140,000	160,000				
改正要点と改正率		・歳入不足に対応 ・改正率：+9.2%	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充

(3) 東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置の延長
 (国保税：平成31年4月1日，一部負担金：平成31年3月1日施行予定)

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置については，比較的軽度の被災地域においては所得制限を設け，平成31年度においても国による財政支援が延長される予定である。

区 分			平成31年度 (平成30年度と同様)	
避難指示区域 (現行制度)	帰還困難区域		全額免除	
	居住制限区域		全額免除	
	避難指示解除 準備区域	設定中	全額免除	
		平成26年度 に解除	上位所得層	全額免除
			それ以外	全額免除
		平成27年度 に解除	上位所得層	全額免除
			それ以外	全額免除
		平成28年度 に解除	上位所得層	全額免除
	それ以外		全額免除	
	特定避難勧奨地 (平成26年度中 点解除)	平成25年度 以前に解除	上位所得層	全額免除
それ以外			全額免除	
平成26年度 に解除		上位所得層	全額免除	
		それ以外	全額免除	
旧緊急時避難準備区域(旧制度)		上位所得層	全額免除	
		それ以外	全額免除	

※上位所得層とは，当該世帯の被保険者の前年中の基準所得額（国民健康保険法施行令第29条の3第2項）を合計した額が600万円超である場合

※「一部負担金」については，平成32年2月29日までの間に係るものが対象。

② 今後の対応(案)

水戸市における平成30年度の国保税減免対象は15件，一部負担金等の免除対象は23人（平成31年1月末現在）であり，現在減免該当となっている被保険者は平成31年度も継続して全額免除の対象となる見込みである（ただし平成30年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く）。

今後，国の関係通知に基づき市の関係条例等を改正する。